

ぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱

（総則）

第1条 この要綱は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、地域産業の成長分野への展開、産業構造の高度化・多様化に資すると認めた、地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」に設置した研究機器を利用して新技術・新製品等の研究開発に取り組む若手およびシニア研究者等に対して、予算の範囲内で助成金を交付する「ぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金（以下「助成金」という。）」の交付の申請等の必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる項目については、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業 法人格を有し、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定された民間会社
- 二 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学及び高等専門学校
- 三 若手およびシニア研究者等 協議会の特別会員及び正会員である、企業及び大学等（但し、大学等については研究室単位とする。）に所属する40歳以下または60歳以上の研究者・技術者
- 四 研究会 ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金交付要綱第2条に規定された研究会
- 五 機器利用料 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成23年条例第38号）に基づき岐阜県が徴収する手数料及びぎふ技術革新センター設置機器使用要綱（平成23年5月30日施行）、岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱（平成23年4月1日施行）に基づき岐阜県が徴収する使用料

（助成交付の対象）

第3条 助成金は、次の各号に掲げる分野の研究開発の実施に伴い、前条に定める若手およびシニア研究者等が岐阜県産業技術総合センターの研究機器を利用する際に発生する機器利用料（以下「助成対象経費」という。）に対して交付する。

- 一 航空機・自動車向け軽量強化部材
- 二 医療機器
- 三 環境関連製品
- 四 機械金属
- 五 その他、会長が必要と認める分野

（助成限度額等）

第4条 前条の助成金は、助成対象となる若手およびシニア研究者等が所属する企業及び大学等（但し、大学等については研究室単位とする。）へ一括して交付するものとし、その額は、助成対象経費の2分の1、年間15万円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする若手およびシニア研究者等が所属する企業及び大学等（但し、大学等については研究室単位とする。）の代表者（以下、「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書に必要な添付書類を添えて、別に定める期日までに、会長に対し提出しなければならない。

2 前項に規定する助成金交付申請書の受付期間及び交付時期は、毎年度会長が定め年度当初に会員に通知するものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 会長は、第5条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第7条 会長は、交付申請を行い助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）が申請した内容に誤りがあったとき、その他法令等に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（助成金の返還）

第8条 会長は、前条により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（立ち入り検査等）

第9条 会長は、助成金交付事業の適性を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 6 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 6 月 1 7 日から施行する。